

証券コード 3418
(発送日) 2025年10月 9 日
(電子提供措置の開始日) 2025年10月 2 日

株主各位

大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株 式 会 社 バ ル ニ バ ー ビ
代表取締役社長 安 藤 文 豪

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://ir.balnibarbi.com>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「バルニバービ」又は「コード」に当社証券コード「3418」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年10月24日（金曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年10月25日（土曜日）午前11時30分（受付開始 午前10時30分）

2. 場 所 兵庫県淡路市尾崎1798番地3

SAKIA

2025年、当社は上場10周年という節目を迎えます。これを機に、地方創再生のモデルケースとして注力してきた淡路島北西部の開発エリア「SAKIA」にて株主総会を開催することで、これからのバルニバービの挑戦と地域との共創のかたちを株主の皆様にご覧いただきたいと考え、開催場所を変更することといたしました。

（会場及び開始時刻が前回と異なっております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第34期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第34期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ・書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年10月25日（土曜日）
午前11時30分
（受付開始：午前10時30分）



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年10月24日（金曜日）
午後6時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年10月24日（金曜日）
午後6時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX株
××××年××月××日

議案番号	賛否
1.	
2.	
3.	
4.	
5.	
6.	
7.	
8.	
9.	
10.	

※ログイン用紙コード
見本 XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
XXXXXXXXXXXX

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

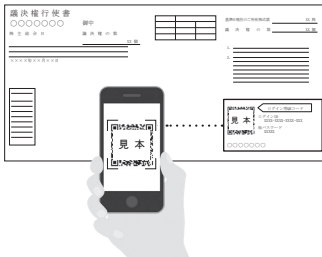
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

オンライン配信及び事前質問のご案内

1. オンライン配信ご視聴方法について（配信日時：2025年10月25日（金曜日）午前11時30分から株主総会終了時刻まで）

①以下のURLをご入力いただくか、QRコードを読み込み、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。

URL：<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



②株主様認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力してください。

ログインID（計12桁） 5 2 1 6 + 株主番号 8 桁

パスワード（計11桁）郵便番号 7 桁 + 2 0 2 5

株主番号は、議決権行使書をご確認ください。

③「オンライン配信」をクリック、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

2. 事前質問の受付について（受付期間：2025年10月3日（金曜日）午前5時～10月17日（金曜日）午後5時まで）

株主総会の開催に先立ちまして、事前に本株主総会の目的事項等に関するご質問をお受けいたします。

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

①ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。

②ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。

③ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

【ご留意事項】

- ・ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
 - ・ご質問は原則として、お一人様4問までとさせていただきます。ご協力をお願い申し上げます。
 - ・ご質問は200文字以内でお願い申し上げます。
 - ・いただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いと思われるものについては、本株主総会当日に回答させていただきます。
 - ・事前質問の全てに回答することをお約束するものではありません。また、個別の対応はいたしかねますのでご了承ください。
 - ・ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- 詳細は当社サイト <https://ir.balnibarbi.com/> からご確認いただけます。

事業報告

(2024年8月1日から
2025年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、経済社会活動の活性化に伴い、個人消費の回復やインバウンド需要の増加等を背景に、景気は緩やかな回復基調を維持いたしました。一方で、エネルギー・原材料価格の高騰、円安、物流費の上昇、海外経済の減速懸念などが企業活動に圧力をかけ、先行きは依然として不透明な状況であります。外食業界におきましては、訪日観光客の増加や大型連休による需要拡大を背景に売上高は増加傾向にあるものの、円安や仕入価格の高止まり、働き手の不足やそれに起因する人件費の上昇等により厳しい状況が続いております。加えて、物価上昇から消費者の節約志向が強まり、価格転嫁の難しさが一層顕著になっています。

このような状況の中、当社グループでは、従来の「レストラン事業」におけるバッドロケーション戦略での出店で培ったノウハウや知見をもとに、食をベースに総合的なエリア開発を行うことで活性化した不動産の流動化により新たな収益を見込む「エステートビルドアップ事業」を2つ目の成長戦略の柱とし、「食から始まる日本創再生」に取り組んでおります。

レストラン事業においては、ニューノーマルのライフスタイルにおける新しい外食時間として、時間の概念にとらわれず楽しんで頂けるメニューの提案や空間づくりに取り組むと共に、顧客体験の向上と収益の最大化を目指し、既存店の再構築を進めております。店舗運営子会社を中心に、その店舗のマーケットや環境に適したきめ細かなサービス内容の拡充や価格帯の見直し、業態変更等を含む総合的なアプローチなどにより、お客様の潜在的なニーズに応えることで付加価値を高め、市場競争力の一層の強化を図るべくグループ一丸となって取り組みを行っております。また行政・自治体からの出店要請は引き続き強いニーズがあり、出店エリアを厳選したうえで新規出店に伴う運営体制の構築に取り組んでおり、さらには都心部や季節変動の高いエリアの店舗から期間限定で出向くことのできる新たな働き方のモデルケースとして、冬季期間限定出店も実施しております。これにより、柔軟で効率的な事業運営を実現し、社員のライフスタイルにも対応した働き方を支援しております。

エステートビルドアップ事業においては淡路島北西海岸を舞台に展開する食を通じた地方創生プロジェクト「F r o g s F A R M A T M O S P H E R E」におきまして、飲食店、宿泊施設の展開等、現在20強の施設を展開しております。廃校をリノベーションした「SAKIA」におきましては、地域交流の場を提供すると共に、中長期滞在に向けたワーキングスペース機能や

宿泊機能等を併設した「SAKIA STAY」も順調に稼働しております。また淡路島南岸におけるプロジェクトは、2024年7月に開業したレストランを核に、2025年4月には5棟のコテージホテルをオープン、また同エリアにおいて新たなホテルの開業に向けて準備中です。淡路島に新たな観光客を呼び込む拠点としての役割を果たすと共に、地域全体の魅力を発信し、エリアの活性化に寄与することを目指してまいります。また2023年に開業いたしました島根県出雲市西海岸における観光、二拠点ライフ、移住を見据えた地方創再生プロジェクト「WINDY FARM ATMOSPHERE」につきましては、レストラン、宿泊施設の運営を強化すると共に、パーキングエリアを活用したアウトドアスタイルのウェディングプランの構築など様々な施策に取り組んでおります。現在、開発エリアを拡大するための準備を実施しておりますが、より多様な施設やサービスを提供できるよう、自治体や地域企業と連携しながら地方創生の取り組みを推進いたします。

当連結会計年度における当社及び連結子会社の店舗の増減といたしましては、レストラン事業のバッドロケーションにおいて2店舗をオープン、1店舗をクローズ、不動産デベロッパーにおいて3店舗をオープン、大学・その他において期間限定店舗3店舗をオープン、期間限定店舗を3店舗クローズ、エステートビルドアップ事業において2店舗をオープンし、当連結会計年度末における当社グループの運営する店舗数は102店舗となっております。

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は14,336,766千円（前年同期比6.6%増）、営業利益は638,671千円（前年同期比1.4%減）、経常利益は621,890千円（前年同期比3.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は428,817千円（前年同期比20.3%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

I レストラン事業

店舗運営に関しましては、店舗運営子会社における各店舗の状況に合わせたきめ細かい店舗運営に取り組み、ビアガーデンやバーベキュー、こたつテラス等季節に応じた店舗運営、営業企画やイベントの立案、安心安全なテラスの活用や、顧客満足度の向上と収益性を安定させる取り組みを実施しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は13,032,361千円（前年同期比8.0%増）となり、セグメント利益は545,885千円（前年同期比25.1%増）となりました。

(a) バッドロケーション

バッドロケーション戦略におきましては、大型・複合型物件の開発を進める一方で行政や大手デベロッパーとの連携により様々なソーシャルプロジェクトなどへ参画を行うことで、食をベースに複合的な店舗開発を推進しております。また引き続きバッドロケーション戦略の店舗の運営安定化を目的に不動産定期借家契約による退店リスクのある物件につきましては土地、建物、借地権取得など不動産保有を推進し店舗運営の安定化による収益性確保、不動産価値向上による財務体質の改善に努めております。2024年9月には、京都市中京区の京町屋をリノベーションした「BONSAI 1877」をオープン、10月には更なるブランド力の向上と新しい顧客層の開拓を目的に、東京都新宿区の「本家かのや」をダブルネーム業態の「十割そば 否否五杯と本家かのや」としてリオープンしております。

この結果、当連結会計年度末におけるバッドロケーション戦略の店舗数は、関東地区18店舗、関西地区7店舗、その他地域2店舗の計27店舗となり、当連結会計年度における売上高は3,482,849千円（前年同期比2.1%減）となりました。

(b) 不動産デベロッパー

不動産デベロッパー戦略におきましては、好立地、特別な店舗家賃での誘致や初期投資の軽減など好条件での物件獲得を行うことができ、売上規模、収益性、話題性の高い物件を選定することで当社の個性を活かした店舗開発を推進しております。2024年10月には当社初となるスポーツバーとして東京都千代田区に「GAR B C h e e r s O T E M A C H I」をオープン、2025年4月には東京都中央区の築地本願寺前に「& O v o」をオープン、2025年6月には北海道北広島市に「アンティーカ ピッツェリア ダミケーレ 北海道」をオープンし、北海道初出店を果たしております。

この結果、当連結会計年度末における不動産デベロッパー戦略の店舗数は、関東地区20店舗、関西地区15店舗、その他地域3店舗の計38店舗となり、当連結会計年度における売上高は6,149,054千円（前年同期比11.2%増）となりました。

(c) 行政・公共機関

行政・公共機関戦略におきましては、新たな地方自治体との取り組みにおいて、その街ならではのオリジナルな業態の開発、地域活性化イベントの開催などを行い、地方創生ネットワークの形成を推進しております。

この結果、当連結会計年度末における行政・公共機関戦略の店舗数は、関西地区13店舗、その他地域1店舗の計14店舗となり、当連結会計年度における売上高は2,352,507千円（前年同期比10.6%増）となりました。

(d) 大学・その他

大学・その他戦略におきましては、学生のみならず近隣住民へのターゲット層の拡大及びコストコントロールによる収益性改善を進めております。また、顧客の消費動向の変化により拡大した中食需要の取り込みを目的とした通販サイト「CANDLE TABLE」の展開等、顧客満足度の向上と収益性を安定させる取り組みを行っております。2024年12月には冬季期間限定店舗として新潟県魚沼郡のかぐらスキー場に「ぶなキッチン」、「スープステーション田代」をオープンし2025年5月にクローズ、長野県北安曇郡のつがいけマウンテンリゾートに「瀬戸内淡路島 中華そばいのうえ」をオープンし2025年3月にクローズ、北海道富良野市の富良野スキー場に「レストランダウンヒル」をオープンし2025年5月にクローズしております。

この結果、当連結会計年度末における大学・その他戦略の店舗数は、関東地区1店舗、関西地区3店舗の計4店舗となり、当連結会計年度における売上高396,932千円（前年同期比14.3%増）となりました。

(e) その他の事業

その他の事業は、企業、行政機関などに対して、地域ブランド振興、カフェやレストランの企画・開発等のコンサルティングを行っております。当連結会計年度における売上高は341,914千円（前年同期比40.2%増）となりました。

II エステートビルドアップ事業

当社グループでは、食をベースとした地方創再生プロジェクトとして兵庫県淡路島北西海岸「Frogs FARM ATMOSPHERE」を筆頭に、島根県出雲市西海岸「WINDY FARM ATMOSPHERE」に取り組むことで、地方創生ネットワークの形成を推進しております。「Frogs FARM ATMOSPHERE」におきましては2024年8月には業務移管を受け、兵庫県淡路市におきまして6棟のヴィラ「Lazy Inn.」をオープン、兵庫県南あわじ市におきましては、2025年4月に5棟のコテージホテル「amarancia cottage hugging nature house」をオープンしております。

この結果、当連結会計年度末におけるエステートビルドアップ事業の店舗数は関西地区15店舗、その他地域4店舗の計19店舗となり、当連結会計年度における売上高は1,613,508千円（前年同期比2.1%減）となり、セグメント利益は92,785千円（前年同期比56.2%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、1,528,408千円であります。

その主なものは、2025年に出店した「amarancia cottage hugging nature house」、「&Ovo」及び「アンティーカ ピッツェリア ダミケーレ 北海道」の建物・構築物・器具備品等の取得によるものであります。設備投資額の内訳は、有形固定資産1,480,016千円、差入保証金38,771千円、ソフトウェア9,621千円であります。

③ 資金調達の状況

新規出店のための資金の調達が必要となることから、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行に加えて今回新たに株式会社伊予銀行、株式会社みなと銀行、株式会社SBI新生銀行からも直接資金の借入れを実施しております。

④ 重要な企業再編等の状況

当社は、2025年3月11日付で株式会社エナビードゥーエの普通株式全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2025年3月14日に普通株式全株式を取得しております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 (2022年 7 月期)	第 32 期 (2023年 7 月期)	第 33 期 (2024年 7 月期)	第 34 期 (当連結会計年度) (2025年 7 月期)
売 上 高 (千円)	9,969,720	13,363,196	13,452,987	14,336,766
経 常 利 益 (千円)	1,185,333	1,098,652	646,965	621,890
親会社株主に帰属する当期 純利益 (千円)	123,784	673,459	538,220	428,817
1 株当たり当期純利益 (円)	14.39	76.04	60.77	41.44
総 資 産 (千円)	8,892,967	8,826,181	10,171,735	13,536,851
純 資 産 (千円)	2,367,582	2,976,811	3,428,767	6,071,475
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	253.68	322.22	372.99	550.56

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 (2022年 7 月期)	第 32 期 (2023年 7 月期)	第 33 期 (2024年 7 月期)	第 34 期 (当事業年度) (2025年 7 月期)
売 上 高 (千円)	9,827,710	13,258,441	13,456,940	14,337,668
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△212,608	1,149,578	547,837	516,674
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△846,172	729,061	600,804	366,354
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	△98.38	82.32	67.84	35.40
総 資 産 (千円)	7,345,671	7,921,796	9,311,172	12,767,421
純 資 産 (千円)	1,223,344	1,885,981	2,398,221	4,975,675
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	138.13	212.95	270.79	460.93

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
バルニバービ・スピリッツ&カンパニー株式会社	5,000千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株 式 会 社 t o o C o m p a s s	1,000千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株式会社バルニバービインターフェイス	3,000千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株式会社バルニバービコンシスタンス	1,000千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株式会社バルニバービイートライズ	1,000千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株式会社バルニバービウィルワークス	1,000千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株式会社バルニバービオーガスト	1,000千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株 式 会 社 B A R B a c k s B r a n d	1,000千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株 式 会 社 ト ウ キ ョ ウ イ ッ ト	1,000千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株 式 会 社 ア ワ エ ナ ジ ー	100,000千円	51.0%	コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業
株 式 会 社 P I A T T I B E L L A	1,000千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株 式 会 社 ヒ ト ハ ナ サ カ ス	3,200千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株 式 会 社 エ ナ ビ ー ド ウ ー エ	500千円	100.0%	不 動 産 の 売 買 ・ 賃 貸 ・ 管 理

- (注) 1. 当社は、2024年11月1日付で、連結子会社株式会社バルニバービLeap Time（現：株式会社トウキョウイット）の商号を変更いたしました。
2. 当社は、2024年8月1日付で、連結子会社株式会社パーティーゲート（現：株式会社ヒトハナサカス）の商号を変更いたしました。
3. 当社は、2025年3月11日付で株式会社エナビードゥーエの普通株式全株式を取得し、子社化することについて決議し、2025年3月14日に普通株式全株式を取得しております。
4. 当事業年度の末日における特定完全子会社はございません。

(4) 対処すべき課題

我が国経済は経済社会活動の活発化に伴い、個人消費の回復やインバウンド需要の増加を背景に、景気は穏やかな回復がみられた一方で、エネルギー・原材料価格の高騰、円安等に起因して物価が上昇する等、先行きは依然として不透明な状況であります。また外食企業におきましては、来店客数に回復の動きがみられつつある中で景況感に回復の兆しがみられたものの、建築コストの大幅な上昇、物価上昇に仕入価格の高騰や労働者不足などにより厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況下、当社グループは、2026年7月期から2030年7月期中期経営計画「イノベーションシナジー 2030」を策定いたしました。2025年7月期は既存レストラン事業の高収益化とエステートビルドアップ事業における新エリア開発準備、両事業での新規出店への取り組みに注力いたしました。2026年7月期からは比較的投資コストが小さく回収が早い居抜き物件を活用した中規模店を中心に、6～8店舗の出店を行っていきます。エステートビルドアップ事業については新規エリアで2カ所開業（愛媛県伊予市・その他）、既存エリア（出雲・南あわじ）での追加投資を見込んで計画を策定いたしました。

① 既存開発エリアにおける店舗の高収益化と不動産投資回収計画の推進

当社グループでは、食をベースとした地方創再生プロジェクトとして兵庫県淡路島北西海岸「Frogs FARM ATMOSPHERE」を筆頭に、島根県出雲市西海岸「WINDY FARM ATMOSPHERE」に取り組むことで、地方創生ネットワークの形成を推進しております。レストラン事業よりも大規模な人流の創出を行うことが必要であり、マーケティング戦略の高度化、地域の皆様との協業、旅行会社や外部企業との連携、新たなコンテンツの開発など、様々な角度から徹底的に検討し迅速に実施していくことでプロジェクトの更なる高収益化を目指してまいります。

また、エステートビルドアップ事業では、本来の価値が見過ごされているエリアの不動産開発を行い、食を通じて活性化した不動産の流動化を促進し、新たな収益の創出を目指しています。今後も活性化させたエリアにおける所有不動産の売却を行うことで、新たな収益を実現していくとともに、エステートビルドアップ事業における不動産販売実績を積み上げることで、今後開発していく新たな開発エリアへの投資を呼び込んでまいります。

2025年3月にはNECキャピタルソリューション株式会社との共同出資により2021年3月に設立した不動産SPC（特別目的会社）である株式会社エナビードゥーエを買収し家賃が減少したことにより、エリア利益が大幅に増加する見込みです。また2025年7月期に販売した同エリアの不動産は簿価の数倍での売却となり、エリアの含み益は増加を続けております。

② 新たなエリア開発のための人材採用及び育成強化と魅力あるコンテンツの開発

今後の出店及びエリア開発を見据えると同時に、多くのプロジェクトが進行することが予想されます。人材採用及び育成に関しましては、2024年8月より人事総務部を人事総務本部に再編し、新たに人事部を設立いたしました。これにより、運営会社の人材教育と採用手法の高度化、フィロソフィのボトムアップによる伝播の仕組みを構築し、店舗の開発と運営を担う人材を多数輩出する基盤を構築しています。また魅力あるコンテンツの開発については2025年8月1日、エリア開発、新規事業における事業プロデュース、マーケティング、企画、デザインを推進するため、当社100%子会社である株式会社バルニバービルーツクリエーション（以下B R Cという。）を設立しエリア開発における様々な企画、プロモーションを推進しております。今後、B R Cが当社のエンジンとして魅力あるコンテンツを生み出していくことが期待されています。

③ 投資スキームの更なる進化と深化

淡路島西海岸においては、淡路島のエリア不動産開発を目的に、開発資金拠出を企図しN E C キャピタルソリューション株式会社と不動産S P Cを設立し、地域活性化のノウハウを活かした金融面からのサポートをもらいながら連携してきました。また、当社はS B I ホールディングス株式会社との資本業務提携は解消いたしました。引き続き島根県出雲市西海岸「W I N D Y F A R M A T M O S P H E R E」で協業を続けてまいります。

2025年7月期には外部より専門家を招聘し、新たなファイナンススキームを構築しております。

④ 運営子会社の経営能力の向上及び成長推進

多くのプロジェクトが進行する中、その運営を行う子会社の経営能力はますます重要となります。2023年8月1日には運営子会社5社を当社に吸収合併し、グループ全体の運営体制を強化いたしました。今後は店舗運営子会社制度を更に強化し、人材の育成やオペレーション能力向上などを図ってまいります。

現在、運営子会社の経営幹部が自社の店舗運営の課題や人材育成の状況を分析し、経営方針や戦略を策定することで各社独自の事業推進を開始しております。2025年7月期には営業推進の会議体を一新し、子会社役員間での議論の活性化を図ることで、より有効な施策を実現する体制を構築いたしました。また子会社代表者が経営育成セミナーやマーケティングやブランディング等のビジネスセミナーを積極的に受講しており、経営能力の向上に努めております。

⑤ I TやA Iを活用した業務効率化の推進と、より付加価値の高い業務へのシフト

今後多くの新規出店や店舗数の拡大が見込まれる中、本部の人員増員を伴わずに業務を遂行していく必要があります。現在、人事総務部門、経理部門でI Tの導入を進めておりますが、今後はこれを更に加速させ、営業部門や企画部門に展開することで、全社的な省力化を推進していきます。またそこで削減された工数を企業成長に必要な業務や、戦略立案・遂行に関わる業務に引き当てていくことでより付加価値の高い業務の執行を目指しております。

2025年7月期はI T・A I活用のための専門部署を設置するとともに、本部スタッフが研修を受講しております。また、専門家からのアドバイスを受けながら本部における効率化の計画を立案中です。その他マーケティング分野においては、パートナーとの連携によりI T・A Iを活用したプロモーションを開始しております。

⑥ 運営子会社を含めたガバナンス体制とリスク管理機能の強化

今後の事業の成長のためには運営子会社の位置付けが非常に重要となりますが、現在、運営子会社を含めたガバナンス体制を強化するため運営子会社経営幹部向けの勉強会を実施し、ガバナンス体制の強化を図っております。また不動産関連の事業の拡大により、不動産の市場価格、金利の上昇など、レストラン事業とは違ったリスクが発生しております。ガバナンス体制を強化するとともにリスク管理を徹底し、投資意思決定時のリスク分析や事業への影響分析などを適宜行うことでリスクへの対応力を強化しております。

2024年10月より監査等委員会設置会社に移行したこと、内部統制・監査室の人員体制が強化されたことで内部統制やリスク管理への意識が格段に高まっております。現在、内部監査士を育成しており、各運営子会社にも内部監査人を配置していく方針であり、グループ全体でガバナンス体制を強化しております。

(5) 主要な事業内容（2025年 7 月31日現在）

事業区分	事業内容
レストラン事業	バッドロケーション戦略におけるバッドロケーションエリア、不動産デベロッパーエリア、行政・公共機関エリア、大学・その他エリア及びその他の事業における従来のレストラン事業として区分すべき店舗運営に付随する事業 ① 飲食店の経営及び運営 ② 飲食店等の企画及びコンサルティング ③ E C サイトの運営 ④ 食料品、飲料の製造、加工及び販売
エステートビルドアップ（E B）事業	当社所有の販売用土地及び建物等の不動産又は権利における出店、賃貸、売買、コンサルティング、株式投資等に付随する事業 ① 飲食店の経営及び運営 ② 宿泊、物販施設等の経営及び運営 ③ 不動産の開発、販売及び賃貸

(6) 主要な事業所及び店舗（2025年7月31日現在）

① 当社の主要な事業所

主 な 事 業 所 名	所 在 地
本 店	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
大 阪 本 部	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
東 京 本 部	東京都港区海岸三丁目9番15号LOOP-Xビル14F

② 子会社の事業所

子 会 社 名	所 在 地
バルニバービ・スピリッツ&カンパニー株式会社	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株 式 会 社 t o - C o m p a s s	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株式会社バルニバービインターフェイス	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株式会社バルニバービコンシスタンス	東京都港区海岸三丁目9番15号LOOP-Xビル14F
株式会社バルニバービイートライズ	東京都港区海岸三丁目9番15号LOOP-Xビル14F
株式会社バルニバービウィルワークス	東京都港区海岸三丁目9番15号LOOP-Xビル14F
株 式 会 社 バ ル ニ バ ー ビ オ ー ガ ス ト	兵庫県淡路市尾崎1798番地3
株 式 会 社 B A R B a c k s B r a n d	東京都港区海岸三丁目9番15号LOOP-Xビル14F
株 式 会 社 ト ウ キ ョ ウ イ ッ ト	東京都港区海岸三丁目9番15号LOOP-Xビル14F
株 式 会 社 ア ワ エ ナ ジ ー	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株 式 会 社 P I A T T I B E L L A	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株 式 会 社 ヒ ト ハ ナ サ カ ス	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株 式 会 社 エ ナ ビ ー ド ウ ー エ	大阪市西区南堀江一丁目14番26号

③ 当社グループの主要な営業店舗

■レストラン事業

店舗数 83店舗

＜関東地区＞ 店舗数 39店舗

主 な 店 舗 名	所 在 地
ニ ュ ー ラ イ ト	東京都渋谷区神宮前六丁目20番10号 MIYASHITA PARK North 3F 301
ドローイング ハウス・オブ・ヒビヤ	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 6F
ガ ー ブ 江 ノ 島	神奈川県藤沢市片瀬海岸二丁目17番23号 THE BEACH HOUSE-2 F
ラ イ ド	東京都品川区東品川二丁目2番24号 天王洲セントラルタワーキャナルガーデン 1F
ガ ー ブ 東 京	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号丸の内仲通りビル 1F

＜関西地区＞ 店舗数 38店舗

主 な 店 舗 名	所 在 地
青いナポリ イン ザ パーク	大阪市天王寺区茶臼山町5番55号 てんしば
ガ ー ブ ウ ィ ー ク ス	大阪市北区中之島一丁目1番29号 中之島公園内
ム ー ラ ン	大阪市西区南堀江一丁目5番26号 キャナルテラス堀江 1F
ガ ー ブ モ ナ ー ク	大阪市北区大深町4番1号 グランフロント大阪 うめきた広場 1F

＜その他地域＞ 店舗数 6店舗

主 な 店 舗 名	所 在 地
ガ ー ブ カ ス テ ッ ロ	名古屋市北区名城一丁目4番1号 名城公園内tonarino 1F
ガ ー ブ リ ー ブ ス	福岡市博多区博多駅前三丁目19番1号

■エステートビルドアップ事業

店舗数 19店舗

主 な 店 舗 名	所 在 地
ガ ー ブ コ ス タ オ レ ン ジ	兵庫県淡路市郡家1033番1
カ モ メ ス ロ ー ホ テ ル	兵庫県淡路市郡家1111
トラットリア アマランチャ	兵庫県南あわじ市阿万東町1643番2
ガ ー ブ ク リ フ テ ラ ス 出 雲	島根県出雲市多伎町久村1870
出 雲 ホ テ ル ザ ク リ フ	島根県出雲市多伎町久村1870 B 1 F

(7) 使用人の状況 (2025年7月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
レストラン事業	643名 (339名)	47名増 (11名減)
エステートビルドアップ事業	52名 (40名)	5名減 (6名増)
合計	695名 (379名)	42名増 (5名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 使用人が前連結会計年度末より42名増加しておりますが、これは主にレストラン事業における業容の拡大によるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
85名 (10名)	2名増 (増減なし)	38.8歳	6.9年

- (注) 1. 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向は除いております。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 社外から当社への出向は含めております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年7月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,198,348千円
シンジケートローン	1,070,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,030,855千円
株式会社りそな銀行	629,176千円
株式会社みなと銀行	435,000千円
株式会社三井住友銀行	409,001千円
株式会社日本政策金融公庫	184,700千円
株式会社伊予銀行	90,000千円
株式会社SBI新生銀行	50,000千円

- (注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を主幹事とする計5行及び計6行からの協調融資によるものです。

(9) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年7月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 29,112,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 10,962,380株 |
| ③ 株主数 | 18,726名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 H U M O	2,886,000株	26.73%
佐 藤 裕 久	796,900株	7.38%
S B I ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	600,000株	5.56%
麒 麟 麦 酒 株 式 会 社	188,000株	1.74%
中 島 邦 子	174,800株	1.62%
石 田 敏 和	120,000株	1.11%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	96,500株	0.89%
C I T I B A N K （ S W I T Z E R L A N D ） A G	75,000株	0.69%
バ ル ニ バ ー ビ 従 業 員 持 株 会	64,200株	0.59%
田 中 亮 平	63,400株	0.59%

- （注）1. 当社は、自己株式を167,405株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 2024年10月7日付で公募増資及び第三者割当増資を行うことについて決議し、公募増資及び第三者割当増資を実施いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

- | |
|---|
| ① 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。 |
| ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。 |
| ③ その他の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。 |

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	佐 藤 裕 久	株式会社HUMO代表取締役 株式会社アウェナジー代表取締役 株式会社NEXYZ. G r o u p 社外取締役監査等委員
代 表 取 締 役 社 長	安 藤 文 豪	株式会社ブランジスタ社外取締役監査等委員
常 務 取 締 役	中 島 邦 子	企画本部長
取 締 役	田 中 亮 平	株式会社バルニバービオーガスト代表取締役
取 締 役	水 澤 完 昭	事業開発部長 株式会社アウェナジー取締役 株式会社エナビードゥーエ代表取締役
取 締 役	宮 下 大 輔	管理本部長
取締役(監査等委員・常勤)	草 鹿 升	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	青 木 厳	キャピタル・アドバイザー株式会社代表取締役社長 株式会社NEXYZ. G r o u p 社外取締役監査等委員 エリアリンク株式会社社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 中 哲 男	株式会社トイトマ代表取締役 ヒューマンライフコード株式会社社外取締役 株式会社ダイブ取締役 株式会社ミナデイン社外取締役 株式会社グリーンエナジー&カンパニー社外取締役

- (注) 1. 監査等委員である取締役青木 巖氏及び山中 哲男氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、山中 哲男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 前職にて内部統制・監査部門のマネージャーや非常勤監査役である取締役を経験しており、当社の監査機能の充実、監査体制の強化するために草鹿 升を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 監査等委員である取締役青木 巖氏は、複数の上場会社で取締役、監査役及び社外取締役（監査等委員を含む）として内部統制、開示体制の整備、会計監査人との協議等に携わってきました。これらの経験により、財務および会計に関する豊富な知識と実務的洞察力を備えています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役（監査等委員）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、子会社の取締役及び監査役であり、業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。また、役員等賠償責任保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

ただし、被保険者である取締役及び監査役の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求等、約款により保険料が支払われない事由に該当する場合は免責事項としております。

なお、本契約は1年毎に更新しており、次回更新時も同内容での更新を予定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

a. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	249,000 (600)	249,000 (600)	— (—)	7 (1)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	17,000 (6,000)	17,000 (6,000)	— (—)	3 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	2,650 (250)	2,650 (250)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	268,650 (6,850)	268,650 (6,850)	— (—)	13 (5)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2024年10月29日開催の第33期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分5,000千円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、6名（うち、社外取締役は無し）です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年10月29日開催の第33期定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等役員である取締役の員数は、3名（うち、監査等委員である社外取締役2名）です。
3. 各取締役の職務執行状況や年度ごとの営業利益予算達成の貢献度を最も把握している代表取締役が、迅速かつ柔軟に調整できるよう、各取締役の個人別固定報酬額の最終決定権を代表取締役会長佐藤裕久及び代表取締役社長安藤文豪に委任しています。

b. 譲渡制限付株式報酬の内容

譲渡制限付株式報酬については2024年10月29日開催の第33期定時株主総会の終結の時をもって廃止いたしました。

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定方針について

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。なお当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は前期の業績を反映させた固定報酬（金銭報酬）とする。

2. 固定報酬の決定方法に関する方針

固定報酬は職務遂行の対価として毎月支給するが、年に一度、当社の中期経営計画における毎年の営業利益予算の達成状況に応じて固定報酬額を変更する仕組みとする。中期経営計画最終年度の売上目標を達成した場合に同規模となる上場企業の平均的な役員報酬水準を参考に中期経営計画最終年度の個人別の目標報酬額を決定し、通増させる形で各年の基準報酬額を設定する。営業利益予算の達成を条件に毎年の基準報酬額が決定されるが、予算未達成の場合は前年と同額もしくは、予算未達成の状況により基準報酬額を減額するルールを設ける。

当初の個人別の目標報酬額及び各年の基準報酬額については、過半数を社外取締役で構成する報酬委員会が決定する。個人別の固定報酬額は報酬委員会が決定された調整後基準報酬額を基準に代表取締役が決定する方針の決定方法は、2024年10月29日の取締役会にて決議しております。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役に対し各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門の業績等を踏まえた個別の固定報酬額の決定を委任する（当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断しているため。）。ただし、報酬委員会が決定した個人別の調整後基準報酬額を基準に評価を加味したうえで、最終的な個人別の報酬額を決定するものとする。

なお、委任された内容の決定にあたっては、決定後に報酬委員会がその妥当性等について確認しており、当事業年度にかかる個人別の報酬について取締役会は、妥当であると判断しております。

■監査等委員である取締役の報酬等の決定方針について

監査等委員である取締役の報酬の内容に係る決定方針は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

1. 監査等委員である取締役の報酬は、職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬とする。
2. 監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査等委員である取締役青木 巖氏は、キャピタル・アドバイザー株式会社の代表取締役社長及び株式会社NEXYZ. Groupの社外取締役監査等委員、エリアリンク株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査等委員である取締役山中 哲男氏は、株式会社トイトマの代表取締役及び株式会社ダイブの取締役であります。また、ヒューマンライフコード株式会社、株式会社ミナデイン、株式会社グリーンエナジー&カンパニーの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	青 木 巖	当事業年度における取締役会に12回中11回出席し、また監査等委員会に10回中10回出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において経営者としての高い見識から、必要に応じて妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山 中 哲 男	当事業年度における取締役会に12回中12回出席し、また監査等委員会に10回中10回出席いたしました。経営上の重要な新規の取り組み、投資計画等広域にわたり発言を行い、経営者又は経営及び新規事業の戦略立案を専門領域としている観点から高い見識に基づき経営リスク、課題抽出等の発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

かがやき監査法人

② 報酬等の額

	監査証明業務に基づく 報酬等	非監査業務に基づく 報酬等
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円	2,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金 銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円	2,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人かがやき監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、当社グループにおける行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、当社グループにおけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。

代表取締役直轄の内部統制・監査室を設置し、内部統制の監査を行い、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告するものとする。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき、文書化又は電磁的媒体に記録し、整理及び保存する。その他の社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役等が閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動の中で生じるリスクについては、リスク管理担当としてリスク管理委員会を設置し、企業グループ全体のリスクを網羅的に把握し、統括して管理するものとする。

また、内部統制・監査室は各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。

不測の事態が発生したときは、代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し、迅速な対応をとるとともに、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えるものとする。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行を効率的に行うために、取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜、臨時に開催できるものとする。取締役の職務の執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、意思決定ルールを明確化し、適正かつ効率的に行われる体制を構築するものとする。

e. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社における内部統制の構築を目指し、当社の内部統制・監査室が当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を当社グループの責任者に報告するとともに、必要に応じて内部統制の改善策の指導及び助言を行う体制を構築するものとする。

- f. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（その使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性及び監査等委員である取締役からの指示の実効性の確保に関する事項を含む）**

現在、当社においては、監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査等委員である取締役の監査の実効性を確保するため、監査等委員である取締役が求めた場合は監査等委員である取締役の職務を補助する使用人を配置するものとする。監査等委員である取締役の職務を補助する使用人は、監査等委員である取締役の指揮命令に従って、監査等委員である取締役の業務全体を補助するものとし、これに必要な知識及び能力を有する者を選任するものとする。また、監査等委員である取締役は、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から何ら指示を受けない立場としてこれを遂行しなければならないものとする。

- g. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役や監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員である取締役に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制**

当社グループの取締役又は使用人は、監査等委員である取締役に対して法令の事項に加え、重要会議の日程、会議事項の報告、当社の業務又は業績に重要な影響を及ぼす事項、その他監査等委員である取締役が必要と認める事項を速やかに報告するものとする。また、内部統制・監査室は、監査等委員である取締役に対して内部監査計画を明示するとともに、内部監査実施状況等については速やかに報告するものとする。

- h. 監査等委員である取締役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社グループの取締役（監査等委員を除く。）又は使用人が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを禁止するものとする。

- i. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員である取締役からその業務に係る費用の前払等の請求があった場合は、経営管理部において精査の上、その支払いが不相当である場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ｊ． 其他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役は、何時でも取締役（監査等委員を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができ、また、取締役会のみならず必要に応じて当社グループにおけるすべての会議に出席できるものとする。その他、代表取締役、取締役（監査等委員を除く。）、執行役員、内部監査人及び会計監査人と必要に応じて意見交換を実施できるものとする。また、当社グループの必要な報告が適時に監査等委員会に報告される体制を構築し、監査等委員である取締役の監査の実効性をより高める。

ｋ． 会社に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性と適正性の確保を目的として、財務報告に係る内部統制の構築を行うものとする。

また、財務報告に係る内部統制、金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するため、財務報告に係る内部統制の有効性に関する評価を実施し、必要な是正を行うものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループにおきましては、上記の業務の適正を確保するための体制について、継続的に運用状況を確認しております。

当社の内部監査につきましては、代表取締役社長直轄として独立した内部統制・監査室により、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役（監査等委員を除く。）及び使用人の職務の執行が、法令、定款及び社内規程等に適合し、かつ、効率的に行われていることを確認しております。監査の結果については、代表取締役に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査しております。また、内部監査の実効性を確保するための取組として、代表取締役、監査等委員である取締役並びに会計監査人との間で四半期毎に三様監査報告会を開催し、情報交換を行うなどの相互連携を行っております。内部統制・監査室から取締役会及び監査等委員会への直接報告は行っておりませんが、内部統制・監査室と情報共有している常勤の監査等委員である取締役から取締役会に対してリスク管理、コンプライアンスの状況の報告を実施しており、また常勤の監査等委員である取締役から監査等委員会に対して内部監査の状況の報告を行っております。

監査等委員会は、監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部統制・監査室、子会社監査役並びに会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

内部統制・監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各店舗、工場及び各部門の業務執行の監査を実施しております。

リスク管理につきましては、年1回リスク管理委員会を開催し、リスク管理に関する課題を協議しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、今後の事業展開と財務内容の強化を図るため必要な内部留保を図りつつ、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態等を勘案し、利益還元政策を決定することとしております。現段階では、当社の成長のために必要な新規出店投資及び財務基盤の強化のため内部留保の充実を優先しておりますが、成果の配分として業績に応じた株主への利益還元を実施する方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。なお、当社の剰余金の配当につきましては、期末配当は株主総会が、中間配当は取締役会が決定機関となっており、また、取締役会の決議により、毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期的な安定に向けた財務体質の強化及びさらなる事業の拡大を図るための投資等の原資として、有効に活用してまいります。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨てて、比率については表示単位未満を四捨五入しております。
2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,065,119	流 動 負 債	3,146,493
現金及び預金	3,394,087	買 掛 金	350,870
売 掛 金	806,806	短 期 借 入 金	537,584
商品及び製品	210,066	1年内返済予定の長期借入金	1,003,438
原材料及び貯蔵品	36,003	リ ー ス 債 務	1,751
販売用不動産	2,217,170	未 払 金	675,610
未収還付法人税等	3,597	未 払 法 人 税 等	108,482
未収消費税等	2,372	未 払 消 費 税 等	236,685
その他の	399,671	契 約 負 債	13,681
貸倒引当金	△ 4,655	賞 与 引 当 金	8,467
固 定 資 産	6,458,258	株 主 優 待 引 当 金	45,575
有形固定資産	4,871,594	そ の 他	164,345
建物及び構築物	2,651,124	固 定 負 債	4,318,882
機械装置及び運搬具	53,714	長 期 借 入 金	3,556,058
工具器具備品	746,175	資 産 除 去 債 務	690,344
土地	1,164,357	繰 延 税 金 負 債	11,703
リース資産	1,201	そ の 他	60,776
建設仮勘定	255,022	負 債 合 計	7,465,376
無形固定資産	340,827	(純 資 産 の 部)	
借 地 権	295,288	株 主 資 本	5,943,310
の れ ん	24,765	資 本 金	1,608,010
そ の 他	20,773	資 本 剰 余 金	1,956,273
投資その他の資産	1,245,836	利 益 剰 余 金	2,551,623
投資有価証券	1,550	自 己 株 式	△172,596
差入保証金	695,287	非 支 配 株 主 持 分	128,165
繰延税金資産	520,730	純 資 産 合 計	6,071,475
その他の	28,268	負 債 純 資 産 合 計	13,536,851
繰延資産	13,473		
株式交付費	13,473		
資 産 合 計	13,536,851		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年8月1日から)
(2025年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高	売上		14,336,766
	売上原価		3,676,924
販売費及び一般管理費	販売費及び一般管理費		10,659,842
	営業外収益		10,021,171
営業外費用	営業外費用		638,671
	受取利息	2,027	
受取金	受取金	29,218	
	受取金	400	
受取金	受取金	10,254	
	受取金	10,414	52,315
営業外費用	営業外費用		
	営業外費用		
営業外費用	営業外費用	51,973	
	営業外費用	2,000	
営業外費用	営業外費用	1,394	
	営業外費用	5,168	
営業外費用	営業外費用	8,559	69,095
営業外費用	営業外費用		621,890
	営業外費用		
営業外費用	営業外費用	2,712	
	営業外費用	19,204	21,916
営業外費用	営業外費用	8,098	
	営業外費用	17,200	
営業外費用	営業外費用	411	
	営業外費用	2,267	27,977
税金等調整前当期純利益	税金等調整前当期純利益		615,830
	法人税、住民税及び事業税	111,186	
法人税等調整額	法人税等調整額	73,036	184,222
	当期純利益		431,607
非支配株主に帰属する当期純利益	非支配株主に帰属する当期純利益		2,789
	親会社株主に帰属する当期純利益		428,817

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年 7 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,153,067	流 動 負 債	3,601,079
現 金 及 び 預 金	2,530,286	買 掛 金	350,870
売 掛 金	806,641	短 期 借 入 金	1,127,692
商 品	210,066	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	973,486
貯 蔵 品	35,981	リ ー ス 債 務	1,751
販 売 用 不 動 産	1,304,178	未 払 金	801,289
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	860,000	未 払 費 用	34,334
そ の 他	405,915	賞 与 引 当 金	1,054
固 定 資 産	6,600,879	株 主 優 待 引 当 金	45,575
有 形 固 定 資 産	4,854,276	未 払 法 人 税 等	69,754
建 物	2,441,537	そ の 他	195,271
構 築 物	209,586	固 定 負 債	4,190,665
機 械 装 置	6,986	長 期 借 入 金	3,438,080
車 両 運 搬 具	46,727	資 産 除 去 債 務	690,344
工 具 器 具 備 品	728,857	そ の 他	62,240
土 地	1,164,357	負 債 合 計	7,791,745
リ ー ス 資 産	1,201	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	255,022	株 主 資 本	4,975,675
無 形 固 定 資 産	316,061	資 本 金	1,608,010
借 地 権	295,288	資 本 剰 余 金	1,956,273
ソ フ ト ウ ェ ア	17,684	資 本 準 備 金	1,922,849
そ の 他	3,089	そ の 他 資 本 剰 余 金	33,424
投 資 そ の 他 の 資 産	1,430,541	利 益 剰 余 金	1,583,988
投 資 有 価 証 券	100	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,583,988
関 係 会 社 株 式	173,830	繰 越 利 益 剰 余 金	1,583,988
長 期 未 収 入 金	993	自 己 株 式	△172,596
長 期 前 払 費 用	7,596	純 資 産 合 計	4,975,675
差 入 保 証 金	731,044	負 債 純 資 産 合 計	12,767,421
繰 延 税 金 資 産	508,243		
そ の 他	8,733		
繰 延 資 産	13,473		
新 株 発 行 費	13,473		
資 産 合 計	12,767,421		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 8 月 1 日から)
(2025年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高	売上		14,337,668
	売上原価		3,625,788
	売上総利益		10,711,880
販売費及び一般管理費	販売費		10,191,809
	営業外収益		520,071
	営業外費用		
営業利益	受取利息	5,830	
	受取保険金	2,756	
	受取替差益	1,027	
営業外収益	違約金収入	10,254	
	受取配当金	35,000	
	その他	8,353	63,222
営業外費用	支払利息	53,092	
	シンジケートローン手数料	2,000	
	新株発行費	5,168	
経常利益	その他	6,358	66,619
	特別利益		516,674
特別損失	固定資産売却益	2,712	
	受取和解金	19,204	21,916
	特別損失		
減損損失	減損損失	8,098	
	契約解除	20,035	
	固定資産売却損	411	
固定資産除却損	固定資産除却損	2,180	30,725
	税金引当		507,865
	法人税、住民税及び事業税	68,124	
法人税等調整額	法人税等調整額	73,386	141,511
	当期純利益		366,354

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 9 月26日

株式会社バルニバービ
取締役会 御中

かがやき監査法人
大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	上 田	勝 久
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	森 本	琢 磨
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バルニバービの2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルニバービ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 9 月26日

株式会社バルニバービ
取締役会 御中

かがやき監査法人
大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	上 田	勝 久
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	森 本	琢 磨
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バルニバービの2024年8月1日から2025年7月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年8月1日から2025年7月31日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月26日

株式会社バルニバービ監査等委員会

常勤監査等委員	草	鹿	升	⑨
社外監査等委員	青	木	巖	⑨
社外監査等委員	山	中	哲	男 ⑨

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付けております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主様に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円00銭 総額53,974,875円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年10月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
1	佐 藤 裕 久 (1961年8月18日生)	1985年4月 (株)ヘンスフォース入社 1987年10月 (株)ヒューマン・リソース・マネージメント 代表取締役 1991年9月 (有)バルニバービ総合研究所(現 当社) 代表取締役社長 2007年7月 (有)D&D APARTMENT(現 (株)バルニバービインターフェイス)代表取締役 2008年9月 (株)パティスリードパラディ代表取締役 2011年3月 バルニバービ・スピリッツ&カンパニー(株) 代表取締役 2012年12月 (株)ネクシィーズ(現 (株)NEXYZ. Group)社外監査役 2013年10月 (株)ワナビー(現 (株)to-Compass) 代表取締役 2013年12月 (株)HUMO代表取締役(現任) 2014年3月 (株)アスリート食堂代表取締役 2014年8月 (株)バルニバービコンシスタンス代表取締役 2016年2月 (株)バルニバービイートライズ代表取締役 (株)バルニバービウィルワークス代表取締役 (株)バルニバービタイムタイム代表取締役 2016年8月 (株)バルニバービオーガスト代表取締役 2017年12月 (株)菊水代表取締役 2018年8月 (株)BAR Backs Brand代表取締役 (株)バルニバービLeap Time (現 (株)トウキョウイット) 代表取締役 (株)グローリーブス代表取締役 2018年10月 (株)アワエナジー代表取締役(現任) 2019年12月 (株)ネクシィーズグループ(現 (株)NEXYZ. Group)社外取締役監査等委員(現任) 2021年10月 当社代表取締役会長(現任)	796,900株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
2	あん どう ふみ ひで 安 藤 文 豪 (1979年7月19日生)	2002年4月 (株)オンテックス入社 2003年9月 (株)吉田商会入社 2006年9月 (株)ラヴィール代表取締役 2009年3月 (株)パティスリードパラディ入社 2012年7月 当社入社 執行役員 2012年9月 (株)パティスリードパラディ代表取締役 2013年10月 当社取締役 2014年3月 (株)アスリート食堂取締役 2014年7月 バルニバービ・スピリッツ&カンパニー(株) 取締役 (株)パティスリードパラディ取締役 2014年8月 当社常務取締役営業本部長 2016年2月 当社常務取締役営業本部長兼関東営業部長 2016年8月 当社常務取締役営業本部長 2018年8月 (株)バルニバービイートライズ代表取締役 2019年8月 (株)パティスリードパラディ代表取締役 2021年10月 当社代表取締役社長(現任) (株)バルニバービタイムタイム代表取締役 バルニバービ・スピリッツ&カンパニー(株) 代表取締役 2022年8月 (株)アスリート食堂代表取締役 2023年12月 (株)ブランジスタ社外取締役監査等委員(現任)	32,900株
3	なか じま くに こ 中 島 邦 子 (1954年8月26日生)	1981年9月 (株)ヘンスフォース取締役 1987年10月 (株)ヒューマン・リソース・マネージメント 取締役 1993年9月 (株)亀の井亀井堂本家入社 1997年1月 当社入社 2000年7月 当社取締役 2013年10月 当社取締役企画本部長 2014年8月 当社常務取締役企画本部長(現任)	174,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
4	田 中 亮 平 (1976年7月15日生)	1999年4月 大阪府警察警備部奉職 2002年4月 山文青果(株)入社 2004年6月 当社入社 2010年9月 (株)ワナビー(現 (株) t o - C o m p a s s) 代表取締役 2011年7月 当社入社 執行役員 2013年10月 当社取締役 2014年7月 (株)ワナビー(現 (株) t o - C o m p a s s)取締役 (株)バルニバービインターフェイス代表取締役 2014年8月 当社取締役営業本部副本部長 2016年2月 当社取締役関西営業部長 2016年8月 当社取締役社長室長 2017年8月 (株)バルニバービオーガスト代表取締役(現任) 2018年8月 当社取締役(現任)	63,400株
5	水 澤 完 昭 (1961年12月26日生)	1985年4月 (株)ウールン商会入社 1986年1月 (株)ベイズウォーター入社 1987年3月 (株)ルモンデグルメ入社 1991年3月 (株)亀の井亀井堂本家入社 1997年4月 松下酒類卸(株)入社 1999年11月 (株)兵庫タイムズマート入社 2000年10月 当社入社 2005年4月 (株)フーズネット入社 2010年5月 当社入社 2010年10月 当社執行役員 2013年10月 当社取締役管理本部長 2014年8月 当社取締役管理本部副本部長 2016年2月 当社取締役営業開発部長 2018年10月 (株)アワエナジー取締役(現任) 2021年11月 当社取締役事業開発部長(現任) 2025年3月 (株)エナビードゥーエ代表取締役(現任)	3,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
6	宮 下 大 輔 (1974年5月21日生)	1997年4月 (株)八十二銀行入行 2000年10月 (株)C S K入社 2010年4月 みずほ総合研究所(株)入社 2023年4月 当社入社 執行役員管理本部長 2023年10月 当社取締役管理本部長(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2024年10月29日開催の当社第33期定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分年額5,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50,000千円以内（うち社外取締役分年額10,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.46%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4.63%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終了後の当社取締役会において、事業報告24頁に記載の「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定方針」につき、53頁（第3号議案、第4号議案に関するご参考事項）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役は無し）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役は無し）となり、対象取締役は6名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数50,000株（うち社外取締役分10,000株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社の子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社グループの取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社グループの取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社グループの取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

以 上

第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2024年10月29日開催の当社第33期定時株主総会において、年額40,000千円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の監査等委員である取締役（以下、「対象取締役」という。）が、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定め に服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることと いたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の監査等 委員である取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等 として支給する金銭報酬債権の総額を、年額10,000千円以内として設定したいと存じます。 なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定し ており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式 総数に占める割合は0.09%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した 場合における発行済株式総数に占める割合は0.93%程度）と希釈化率は軽微であることから、そ の内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後 の当社の監査等委員である取締役の協議において、事業報告25頁に記載の監査等委員である取締 役の報酬等の決定方針につき、53頁（第3号議案、第4号議案に関するご参考事項）に記載のと おり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な 内容であると判断しております。

また、現在の当社の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）であり、対象取締 役は3名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社の監査等委員である取締役の協議に基づき、譲渡制限付株式 に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭 報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業 日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、

それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数10,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社の監査等委員である取締役の協議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社の子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社グループの取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社グループの取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社グループの取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

以 上

【第3号議案、第4号議案に関するご参考事項】

第3号議案及び第4号議案が承認可決された場合、取締役会で以下の方針を決定する予定であります。

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定方針について

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。なお当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は前期の業績を反映させた固定報酬（金銭報酬及び株式報酬）とする。

2. 固定報酬の決定方法に関する方針

固定報酬（金銭報酬）は職務遂行の対価として毎月支給するが、年に一度、当社の中期経営計画における毎年の営業利益予算の達成状況に応じて固定報酬額を変更する仕組みとする。中期経営計画最終年度の売上目標を達成した場合に同規模となる上場企業の平均的な役員報酬水準を参考に中期経営計画最終年度の個人別の目標報酬額を決定し、逡増させる形で各年の基準報酬額を設定する。営業利益予算の達成を条件に毎年の基準報酬額が決定されるが、予算未達成の場合は前年と同額もしくは、予算未達成の状況により基準報酬額を減額するルールを設ける。

株式報酬は譲渡制限付株式とし、職務の対価として年1回支給する。中期経営計画の利益を基準に予め基準付与株数を決定しておき、達成状況に応じて株式を付与する。固定報酬に対する株式報酬の割合は5%～10%を目安とする。

各年の基準報酬額及び基準付与株数については、過半数を社外取締役で構成する報酬委員会が決定する。個人別の固定報酬額（金銭報酬及び株式報酬）は報酬委員会で決定された調整後基準報酬額及び調整後基準付与株数を基準に代表取締役が決定する。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役に対し各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門の業績等を踏まえた個別の固定報酬額の決定を委任する（当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断しているため。）。ただし、報酬委員会で決定した個人別の調整後基準報酬額を基準に評価を加味したうえで、最終的な個人別の報酬額を決定するものとする。

なお、委任された内容の決定にあたっては、決定後に報酬委員会がその妥当性等について確認する。

■監査等委員である取締役の報酬等の決定方針について

監査等委員である取締役の報酬の内容に係る決定方針は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

1. 監査等委員である取締役の報酬は、職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭及び株式報酬とする。
2. 監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

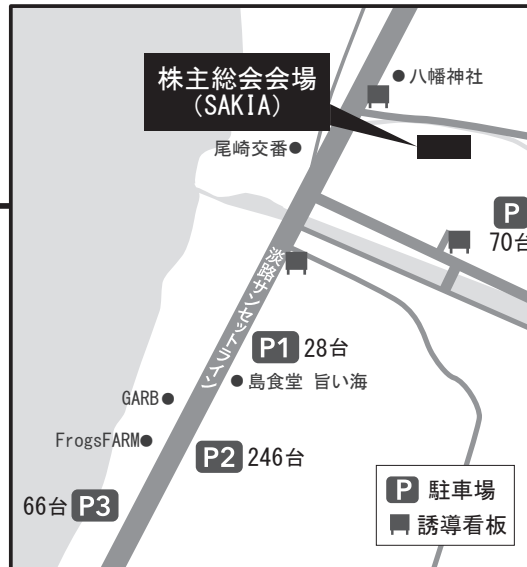
株主総会会場ご案内図

株主総会会場

SAKIA

兵庫県淡路市尾崎1798番地 3

<https://sakia.jp>



SAKIAへのアクセス方法

- 公共交通機関（神戸・三ノ宮から直通バスでお越しいただけます）
JR三ノ宮駅 東口から、徒歩4分程。ICOCAやSUICAでご乗車いただけます。

乗り場については「神姫バス公式サイト」よりご確認ください。

- * 神姫バス公式サイトにある「時刻表」の「下り」「土日祝」「西浦路線」をご確認ください。
- * 最寄のバス停「尾崎上の浜」より徒歩約6分です。
- * ご予約はできません。便数が少ないためご希望のバスにご乗車できない場合がございます。
お時間に余裕をもってお越しください。
- * お車でお越しもお検討ください。
- * アクセス方法の詳細につきましては、当社ホームページでお知らせいたします。

神姫バス
公式サイト



- お車でお越しの場合（会場に無料駐車場がございます）

- * 会場内駐車場は数に限りがあります。近隣の駐車場をご案内させていただく場合がございます。
- * 近隣の駐車場からは20分～30分程度かかる場合もございますので、お時間に余裕をもってお越しください。

■無料シャトルバス

既に先着200名の定員に達しております。

ご予約が完了した株主様には、ご予約確定のメールをお送りしております。

予約確定メールを受信された株主様のみご乗車いただけますので、ご予約確定メールをご持参のうえ、集合時間に遅れないようお越しください。

■その他

今回の株主総会はSAKIA内に、本会場とサテライト会場をご用意しております。

座席数に限りがあるため、会場へのご案内は当日受付時に抽選で決定させていただきます。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。